

— もくじ —

東三鷹学園教育目標・教育目標	1
東三鷹学園 学園歌	2
六中の教育目標について	3
本校のあゆみ	4
学校生活のきまり	5 ~ 7
保健室利用について	8
図書館の利用について	9
生徒会組織図	10
三鷹六中生徒会規約	11 ~ 13
生徒会役員選挙管理規約	14 ~ 15
部活動について	16
時程表	17
三鷹子ども憲章	18

東三鷹学園教育目標



【学園教育目標】

豊かな心を持ち、地域と共に生き、人間力・社会力にあふれ、国際社会に貢献する
児童・生徒の育成をめざす。

【めざす学園像】

1 学力はぐくむ学園

- 【児童・生徒像】 ○基礎的な学力をもつ子
○学び続ける意欲をもつ子

2 人間力をはぐくむ学園

- 【児童・生徒像】 ○心身ともにたくましい子
○コミュニケーション力のある子

3 社会力をはぐくむ学園

- 【児童・生徒像】 ○人間性豊かな子
○主体的に判断し行動する子

教育目標



新しい時代を築く個性豊かな実践力のある人間の育成をめざす。

豊かな心

考える力

健康な体

東三鷹学園 学園歌

作詞 東三鷹学園児童・生徒

作曲 成田 忍

一、若葉が育つ 三鷹の杜

けやきの空 青く澄み

やさしい心 育まれた

大きな夢も 力も

不安な時 思い出そう

いつもそばにある 笑顔

高く高く羽ばたけ 未来へ

東三鷹学園

二、風が運ぶよ 草のかおり

土の匂いも 清々しく

大切なこと 学びあった

心の絆と 勇気と

悲しい時は 思い出そう

いつもそばにある 笑顔

高く高く羽ばたけ 未来へ

東三鷹学園

六中の教育目標について

六中では、生徒に「新しい時代を築く個性豊かな実践力のある人間」に育ってほしいと考えています。それを達成するための柱は三つあると考えています。

1、豊かな心

- ・「豊かな心」とは、自分や他人、自然や動物など、自分が生きていく上で関わりのあるすべてのものに温かく慈しみの気持ちをもって接することのできる心を意味します。生徒一人一人がこの心をもつことができるようになれば、明るく元気な笑顔や思いやりの心で学校中が満たされるようになるはずです。

2、考える力

- ・「考える力」とは、自分が体験、学習したことから、自分の力で考え、謙虚に他人の意見を聞きながら結論を出し、行動に移すことのできる力のことを意味します。この「考える力」が足りないと、すぐに流行に流されて他人の意見や格好をまねたり、誰かに指示されなければ行動ができなかったりする人になってしまいます。この「考える力」とは、「どんなときでも真実や正義を追求する力」とも言えます。

3、健康な体

- ・「健康な体」は二つの意味を持っています。
一つはスポーツの得意不得意にかかわらず、自分なりの目標をもって体力をつけていく姿勢を意味します。六中生活の中で、体育の授業、体育的行事、部活動など、自分の体を鍛える多くの機会をとらえ、しっかり体を鍛えましょう。
二つ目は、自分の健康管理を自分でしっかりおこなう姿勢を意味します。この二つの姿勢を身につけることによって「健康な体」がつけられるのです。

本校のあゆみ

昭和 52 年 4 月 1 日	三鷹市立第六中学校開校
昭和 52 年 4 月 6 日	本校第一回始業式挙行
昭和 52 年 4 月 7 日	本校第一回入学式挙行
昭和 52 年 6 月 10 日	プール竣工
昭和 52 年 7 月	標準服決定
昭和 52 年 11 月 22 日	開校記念日、シンボルツリー植樹
昭和 53 年 2 月	校章制定
昭和 53 年 3 月	校旗制定
昭和 53 年 11 月 21 日	教育目標設定
昭和 54 年 2 月	校歌制定
昭和 54 年 3 月 19 日	第一回卒業式挙行
昭和 56 年 11 月 20 日	開校 5 周年記念式典
昭和 62 年 11 月 5 日	開校 10 周年記念式典
平成 4 年 9 月	コンピューター室完成
平成 6 年 1 月	東門設置・テニスコート完成
平成 6 年 9 月	夜間照明完成
平成 9 年 8 月	耐震工事完了
平成 10 年 3 月	プール改装
平成 12 年 11 月	図書館新設工事着工
平成 13 年 2 月	図書館開館
平成 15 年 3 月	東門改修
平成 19 年 4 月	通級学級開設
平成 19 年 10 月 5 日	開校 30 周年記念式典
平成 20 年 4 月	東三鷹学園開園
	東京都スポーツ教育推進校(20~23年度)
平成 22 年 4 月	三鷹市教育研究協力校(22・23年度)
平成 22 年 10 月	校庭・屋上部分芝生化完成
平成 25 年 4 月	三鷹市研究奨励校・東京都 OJT モデル推進校
平成 27 年 3 月	同窓会入会式発足・六中キャッチフレーズ除幕式
平成 27 年 4 月	三鷹市教育研究協力校(27・28年度)
平成 27 年 10 月	体育館耐震補強工事
平成 29 年 4 月	東京都スーパーアクティブスクール指定校(29・30 年度)
平成 30 年 3 月	開校 40 周年記念誌発行
平成 30 年 11 月	東三鷹学園開園 10 周年記念式典
令和 2 年 2 月	体育館エアコン設備完成
令和 3 年 4 月	東京都人権尊重教育推進校(3・4年度)
令和 4 年 4 月	三鷹市食育推進校
令和 6 年 4 月	三鷹市教育研究協力校(6・7年度)

学校生活のきまり

1 登校

- ・登校は、8時00分以降とし、8時15分までに登校し 20 分のチャイムが鳴るまでに着席しましょう。
- ・一般下校時刻は、5時間授業の日は15時00分、6時間授業の日は16時00分となります。
- ・自転車通学は認めていません。
- ・交通ルールを守り、指定した通学路を登校しましょう。
- ・遅刻により8時20分以降に登校したときは、職員室の学年の先生に登校を報告してから教室へ行きましょう。

2 服装

- ・登下校時は標準服とします。
 - ※標準服着用の際、シャツのはみ出し・ズボンをわざと下ろすこと(腰パン)はしません。
- ・スカートを短くした状態での着用をしない。スカート丈は、膝丈が目安です。
- ・靴下やベルトは派手でないものを着用しましょう。
- ・儀式においては、ネクタイ、リボン、ブレザーを着用しましょう。靴下は黒・紺・白のハイソックスを着用しましょう。

◆夏の服装について

- ・上はワイシャツか指定のポロシャツを着用しましょう。
- ・ベストを着るときは六中指定のものを着用しましょう。

◆冬の服装について

- ・登下校時、朝礼や集会時においては標準服を着用しましょう。
- ・防寒補助として六中指定のセーター、ベストの着用しましょう。
- ・セーター類の下は白ワイシャツを着用し、標準服からはみ出ないように着用しましょう。
- ・天候に合わせて、標準服の上に防寒着を着用しても構いません。色や形は派手でないものにしましょう。その他、わからない場合は相談してください。
- ・防寒のためタイツ等を着用しても構いません。ただし、体育の授業では先生の指示に従ってください。
- ・運動靴で登下校しましょう。
- ・校章は必ずつけましょう。紛失した場合は購入しましょう。(校章500円)

六中の制服を着るということは「六中生である」という自覚をもつということです。社会的に見れば、制服を着ている1人1人が六中の看板を背負っています。また、服装を正すことは「自分で自分を正すこと」のはじまりです。心を落ち着けて授業に取り組んだり、学校生活を送ったりするためにも正しい服装を意識しましょう。

(R7 年度後期生活委員会より)

3 頭髪

- ・染色、脱色、パーマ、ワックスは禁止です
- ・肩にかかる長髪は授業等に支障がないように1つか2つに結びましょう。目立たない色のゴムで止めましょう。

4 所持品

- ・その日に必要な授業の準備物を持ってきましょう。
 - ・学校に置いておくものは全てロッカーに入れましょう。下校の際、机の中は空にしておきましょう。
 - ・生徒証明書は常に身につけておきましょう。
 - ・装身具(ピアス、指輪、腕輪、ミサンガ等)は禁止です。
 - ・学校は、学習を行う場所です。学校生活に不要なものは持ってこないようにしましょう。
 - ・貴重品は必ず先生に朝学活までに預けましょう。
- ※携帯電話等、学校での不要物を発見した場合は一時預かります。保護者と本人の同伴のもと返却します。

5 授業 *物の貸し借りは原則禁止です。

- ・授業開始のチャイムが鳴るまでに着席し、すぐに授業が始められるように心がけましょう。
- ・休み時間は、トイレや次の授業の準備(教室移動や更衣など)をする時間です。
※授業の時刻表は掲示されています。

・授業中(休み時間など)に保健室を利用する時は、教科担当の先生と保健委員に伝えてから行きましょう。

<授業中の心がまえ> ☆積極的に参加しよう ☆人の話はしっかりと聞こう ☆私語はしない
☆ノートの使い方を工夫し、板書以外も重要事項はメモをしよう

6 給食

- ・授業が終了したら、すぐに給食の準備を始めましょう。担当者は机を拭きましょう。
- ・給食当番の人は、手を洗い、白衣・帽子・マスクを身につけて配膳しましょう。
- ・当番以外の人は、手を洗い、トイレ以外は、教室から出ないようにしましょう。12:35分には、当番以外は自分の教室の自分の席についておきましょう。
- ・机の向きは学年の先生の指示に従いましょう。
- ・早く食べ終わってもチャイムが鳴るまで自分の席にいきましょう。
- ・「ごちそうさま」の合図と同時にすばやく片付けましょう。
- ・13:00までは教室から出ないようにしましょう。

7 昼休み

- ・安全に心がけてみんなで仲良く過ごしましょう。
- ・図書館が開館していますので、マナーを守って利用しましょう(月～金)。話をする場所ではありません。
- ・13:20の予鈴とともに5校時の授業の準備をしましょう。
- ・クラスのボールは自分の教室の指定された場所に片付けましょう。

8 終学活

- ・終学活のプログラムに従って、司会に協力して、自主的に取り組みましょう。
- ・教科係は、昼休みまでに翌日の授業の連絡を教科の先生に聞きに行き、教科連絡黒板に記入しておきましょう。
- ・配布されたプリント類は、その日のうちに保護者に必ず渡しましょう。
- ・集配物は、提出期限をきちんと守りましょう。

9 清掃

- ・終学活後、自分の椅子を机の上にあげ、全員で机と椅子を移動して荷物を持って清掃分担箇所に行きましょう。
- ・清掃がない生徒は、荷物を持って、すみやかに下校、または部活動などの活動場所へ移動しましょう。
(当番の生徒を待たないようにしましょう。)
- ・清掃が終わったら、清掃点検表を記入の上、全員が担当の先生の所へ集合し、必ず報告をしましょう。

10 下校について

- ・5時間授業---15:00 6時間授業---16:00
- ・部活動等最終下校時刻 年間を通して 17:30 終了 ・ 17:45 完全下校
- ・放課後の活動優先順位 委員会活動 ➡ 学級活動または教科活動 ➡ 部活動
- ・一般下校後に活動する生徒は、委員会、学級活動等は担当の先生に、部活動は顧問の先生に許可をもらい活動しましょう。
- ・一般下校時刻に生活委員が教室点検を行います。
- ・部活動の生徒は自分の荷物を活動場所に持っていきましょう。
- ・下校途中での寄り道や買い食いは禁止です。
- ・交通事故には十分に気をつけましょう。
- ・下校中に事故やトラブルにあった場合はすぐ警察や学校に連絡してください。
- ・不審者とのトラブルの場合、大声を出し、すぐに近くの家へ駆け込みましょう。
- ・下校後、標準服姿で自転車に乗ったりすることは避けましょう。
- ・再登校時は、状況に相応しい服装で歩いて登校しましょう。私服や自転車での再登校は禁止です。

11 SNS“六中”ルール

【大前提!ルールは家庭で決める】

- ①どんなに仲のいい人が写っている写真だとしても、人が写っている写真は送らない。
- ②送る前、保存する時には許可をとる。
- ③送られた写真を転送しない。
- ④SNSでは、学校や塾、習い事などで実際に会ったことのない人とは繋がらない。個人情報をおやみに送らない。
- ⑤スマホ等の使用は家庭で相談して決める。(使用終了時間を決める、1日の使用時間を決めるなど)

12 六中 ver. タブレットルール(詳しくは教室で配布される「タブレット使用のルールについて」を読むこと)

【大前提】

- ・タブレットは個人の所有物ではなく、貸し出しされているものです
- ・ルールを守って、正しく使用してください
- ・ルールを守れない、指導に従えないなどのことが繰り返した場合は、学校でタブレットを預かることもあります

第1条:先生の指示や許可なく使わない

- ・使わない時は、机やカバンの中にしまう
- ・学習以外の用途で使わない(ゲーム、漫画、動画視聴、アプリのダウンロード等、一切禁止)
- ・使用して良いか自分で判断できない時は、先生に確認する
- ・学習の目的でも、他の教科の授業中などには使用しない

第2条:スライドの共有をしない

- ・授業等で“特別に”先生の指示があった場合のみ許可する

第3条:基本的に写真や動画は撮らない

- ・授業等で“特別に”先生の指示があった場合のみ許可する
- ・黒板等を撮る際にも、人が入ってしまう場所から撮らない

第4条:壁紙や設定等は変えない

- ・他の機器と google ID を連携させて使うことも禁止です

13 その他

- ・欠席・遅刻・早退する場合は**8時10分までに**保護者が校支援を使用して連絡してください。保護者からの電話連絡も可能です。
- ・公共物を破損したときは、担任の先生に報告し、破損届に記入し、生活指導主任の先生に提出します。故意による破損の場合は弁償してもらうこともあります。
- ・拾得物、遺失物は担当の先生に届けましょう。
- ・上履きを忘れた生徒は、職員室で学年の先生に伝え、予備の上履き等を借りてください。
- ・2、3年生は西階段を使用して自分の階に行きます。1階廊下を通して中央・東階段を使わないでください。
- ・職員室への入室の際は扉をノックして、学年や部活動名と氏名を先に言ってから先生を呼びましょう。
例「失礼します。…〇〇部の△△です。□□先生お願いします。…失礼しました。」
「失礼します。…〇年▽組の△△です。□□先生お願いします。…失礼しました。」
- ・職員室への入室の際は、きちんとブレザーを着用(ボタンを留める)しましょう。(夏服除く)

保健室の利用について

1、保健室とは

(1) 学校生活での保健センター

健康診断や健康についての相談、保健指導など、みなさんが心も体も健康な学校生活を送ることができるよう中心となって活動するところです。

(2) 救急処置をするところ

急なけがや病気に対して、医者に行くまでの応急手当や、これ以上ひどくならないための処置を行うところです。病院のように、治療したり薬をあげたりするところではありません。

2、利用するときの注意

(1) 保健室に用のある人は、なるべく休み時間に利用しましょう。その際は、必ず保健委員と次の授業の教科担任の先生に伝え、所在を明らかにしてから利用します。

(2) つきそいは原則として保健委員が行います。

(3) 飲み薬は、副作用の危険があるため出せません。

3、その他

(1) 校内及び登下校中のけが等で来室したときは、教科担任だけでなく、担任の先生にも報告してください。学校管理下のけがで要件を満たせば、「日本スポーツ振興センター」の手続きをとることができます。

(2) 学校感染症（インフルエンザ・水瘡など）に感染した際は、出席停止扱いとなります。登校を再開するときは、登校届を保護者に記入してもらい、提出してください。

図書館の利用について

1、開館時間

- ・月曜日から金曜日までの昼休み及び放課後。
- ・地域開放毎週土曜日、午前 9 時から 12 時(ただし長期休暇中と祝日はのぞく)。

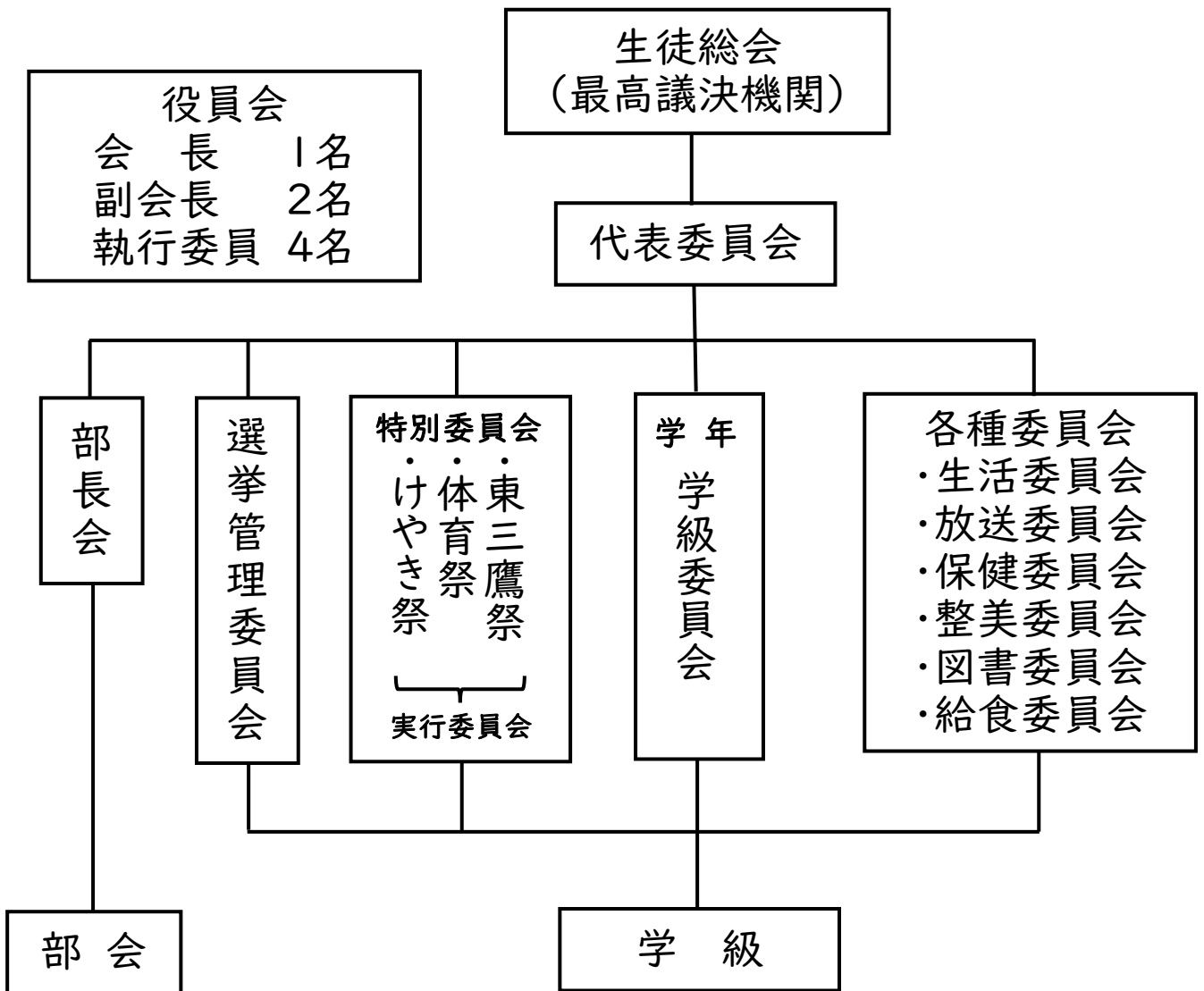
2、利用について

- ・誰でも気持ちよく利用できる図書館にするよう心がける。
- ・利用した図書、雑誌、椅子などは始めの位置に戻す。
- ・本などの資料は丁寧に扱う。
- ・授業時の利用は監督の先生の許可が必要、生徒だけの利用は原則行わない。
- ・静かに読書をする場所です。私語で周りの迷惑にならないよう利用すること。

3、貸出について

- ・貸出期間 2 週間
- ・貸出冊数 5 冊
- ・貸出方法: 借りる本をカウンターに持って行き、バーコード処理をしてもらう
- ・返却方法: 図書館が開館している時間帯はカウンターに持っていく
- ・閉館時は入口横の返却箱に入れる
- ・返却日は守る
- ・借りている本を紛失、破損した場合は担任、もしくは司書に届け出る
- ・又貸しは禁止

生徒会組織図



三鷹六中生徒会規約

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は、三鷹市立第六中学校生徒会と称する。(以下生徒会とよぶ)

第 2 条 目的

生徒会は、会員の自発的な活動により、自治と協力の精神を身につけ、組織的に活動できる力をつけることを目的とする。

第 3 条 会員

生徒会は全校生徒をもって会員とする。

第 2 章 組織

第 4 条 生徒総会

- ① 生徒会の最高議決機関である。全会員をもって構成する。
- ② 生徒総会は、代表委員会議長(以後、議長とする)が招集する。ただし代表委員会が必要と認めたとき及び会員の 3 分の 1 以上の署名による要求があったときは議長の判断で臨時生徒総会を招集することができる。
- ③ 議題は、代表委員会で討議し決定する。
- ④ 議長団(議長 1、副議長 2、書記 2)は、公募されるが、代表委員会の議長団が兼任することもできる。生徒総会の議長団は生徒総会構成員の過半数の賛成をもって承認される。
- ⑤ 審議決定事項
ア、役員会・各種委員会活動方針。
イ、その他議長が承認した協議・報告事項。

第 5 条 役員会

- ① 役員会組織は、会長 1 名、副会長 2 名、執行委員 4 名で構成するものとする。
- ② 生徒会の最高執行機関である。活動内容は次の通りとする。
ア、生徒会運営の中心となり、委員会相互の連絡・提携・調整を促進する。
イ、生徒会行事を立案する。
ウ、委員会活動に協力する。
エ、リサイクル・ボランティア活動など社会に貢献できる六中生徒会の指導的役割を担う。
オ、その他、必要に応じて職務を担当する。
- ③ 生徒会役員選挙規約およびリコール細則については別にこれを定める。
- ④ 任期は 1 年とし、欠員を生じたときは補欠選挙を行い補任する。
- ⑤ 役職ごとの役員の任務は次の通りとする。
会長： 生徒会の代表者であり、全生徒会活動の総責任者である。
副会長： 会長の補佐・代行を務める。
執行委員： 役員会実務を担当する。

第6条 代表委員会

- ① 生徒総会に次ぐ議決機関である。役員会、各種委員会委員長、学級委員から構成される。
- ② 定例代表委員会は月1回とし、その事項を希議決定する。
 - ア、会員全般に関する問題。
 - イ、生徒会行事について。
 - ウ、生徒総会の議題、生徒総会議長団選出。
 - エ、各委員会からの提議。
- ③ 代表委員会には互選(役員会は除く)により議長1名、副議長2名をおき、書記の2名は役員会から選出する。
- ④ 臨時代表委員会は、議長が必要を認めたとき、生徒会長から開催要請があったとき、また、代表委員会構成員の過半数の要求があったとき開くことができる。

第7条 各種委員会

- ① 生徒会の執行機関として次の委員会をおく。
 - ア、生活委員会:生徒が安全で規則正しい学校生活を送ることができるよう取り組む。必要に応じて点検活動等を行う。
 - イ、図書委員会:図書の貸し出しや読書についての取り組み、図書館の運営を行う。
 - ウ、整美委員会:校内美化の取り組み、清掃用具の管理を行う。
 - エ、保健委員会:校内の衛生管理を行う。
 - オ、給食委員会:給食活動の清潔で円滑な運営を行う。
 - カ、放送委員会:校内放送の円滑な運営にあたる。また、行事での放送を担当する。
- ② 委員は各クラス2名とし、任期は前期(4月~9月)、後期(10月~3月)とする。ただし、保健委員は男女各1名とする。放送委員は男女を問わず各クラス1名とする。
- ③ 各委員会には委員長1名、副委員長1名、書記2名をおく。
- ④ 定例各種委員会は月1回とし、臨時委員会を開くことができる。

第8条 学級委員会

- ① 各学年におかれ、各クラスの学級委員によって組織される。学年内の諸活動の立案・運営を行う。
- ② 学年内で処理できない問題は代表委員会に提議する。
- ③ 学級委員会には委員長1名、副委員長1名、書記2名をおく。

第9条 特別委員会

- ① 体育祭や、けやき祭、東三鷹祭など特別な行事があるときに設置する委員会である。
- ② 構成人員、設置時期についてはそのつど広報する。

第10条 選挙管理委員会

- ① 生徒会役員選挙に関する業務を行う。活動細則は別に定める。
- ② 委員は男女問わず各クラス1名とする。
- ③ 委員会は選挙事務終了後解散する。
- ④ 委員は被選挙権を持たない。ただし、委員を辞任して立候補することができる。その場合、後は後任を選出すること。

第11条 学級会

- ① 学級会は生徒会組織の基盤となる。
- ② 学級内の問題、各委員会からの要請を討議・解決する。
- ③ 学級内で提議された議題のうち、六中生徒全般に関する問題は代表委員会へ、学年の問題は各学年学級委員会に、学級委員が提議する。

第3章 経理

第12条 経費

生徒会活動に必要な経費は公費で充当する。

第4章 会議と議決

第13条 会議の成立

生徒会のすべての会議は構成員の4分の3以上の出席をもって成立する。

第14条 採決

採決の方法は多数決とし、有効票数の過半数をもって議決する。

第15条 会議の公開

- ① 生徒会のすべての会議は、公開とする。
- ② 傍聴者は議長もしくは委員長長の許可を得て発言することができる。投票権はない。

第5章 改正

第16条 生徒会規約の改正

- ① 生徒会規約の改正に関する発議は次の場合に認められる。
 - ア、役員会からの要求があったとき。
 - イ、代表委員会の過半数の要求があったとき。
 - ウ、生徒総数の4分の1以上の署名による要求があったとき。
- ② 改正の承認には生徒総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第6章 付則

第17条 細則の決定

生徒会の各機関が作成する細則で、審議の必要なものについては代表委員会に提案する。

第18条 顧問

- ① 生徒会の各機関の担当顧問は本校教員がこれにあたる。
- ② 生徒会各機関の活動は生徒の自主性にに基づき、担当顧問の助言と指導のもとに行う。

生徒会役員選挙管理規約

第 1 章 総則

第 1 条

- ① この規約において選挙に関する事務はすべて選挙管理委員が管理する。
- ② 選挙管理委員会は各学級より選出(1名)された者をもって構成する。
- ③ 選挙管理委員会(以下選管という)は選挙事務終了後解散する。

第 2 章 選挙権・被選挙権

第 2 条 選挙権は六中生徒全員が有する。

第 3 条 被選挙権は六中生徒全員が有する。ただし選管が立候補する場合は、委員を辞退し新たに当該学級より選出するものとする。

第 3 章 公示

第 4 条 選挙日程および選挙細則は選管がこれを定め公示する。

第 5 条 選挙の期日は少なくとも投票日より 10 日前に公示しなければならない。

第 4 章 立候補

第 6 条 立候補者は 1 名につき推薦責任者 3 名を必要とする。

第 7 条 立候補者は公示が行われた当日から定められた日までに選管に立候補の旨を届け出る。

第 5 章 選挙活動

第 8 条 選挙活動は選管が定めた期間・場所にて行う。

第 9 条 使用するポスター用紙は選管の印のついたものとし、選管が指定した場所に掲示するものとする。

第 10 条 選管の許可のないビラ配布は認めない。

第 11 条 立候補者がこれ以外の選挙活動を行う場合、あらかじめ選管に届け出をし、許可を得た上で行うこと。

第 12 条 上記第 8 条から第 11 条を守らない場合、選管は立候補者に厳重注意を行うものとする。

第 13 条 次にあげる行為を行った場合、立候補を取り消す。

- ① 上記第 8 条から第 11 条を再度注意された場合。
- ② 他者の選挙活動を妨害した場合。
- ③ その他不正な選挙活動を行った場合。

第 6 章 選挙

第 14 条 選挙は投票により行う。

第 15 条 投票数は次の通りとする。

- ① 会長 2 年生 1 人 1 票
- ② 副会長 2 年生 1 人 1 票・1 年生 1 人 1 票
- ③ 執行委員 2 年生 2 人 2 票・1 年生 2 人 2 票

第 16 条 投票は公正に行われるよう、選管がこれに立ち会う。

第 17 条 開票は選管によって行う。

第 18 条 次の投票は無効とする。

- ① 正規の投票用紙を用いないもの。
- ② 定員より多く記入したもの。
- ③ 指定された以外の事を記入したもの。
- ④ 選管が判定できないもの。

第 19 条 投票において不正な行為が行われた場合は、選管はこの投票を無効とする申し立てを代表委員会に行うことができる。

第 7 章 当選者

第 20 条 選挙においての当選者は投票数の多いものからとする。同数の場合は後日投票を行い、当選者を定めるものとする。

第 21 条 立候補者が定員以下の場合は信任投票を行う。信任投票は投票総数（投票日出席者総数）の過半数により当選とする。

第 22 条 定員を欠く場合および役員の出欠等で定員を欠くことが明らかになった場合、補欠選挙を行う。

第 8 章 リコール細則

第 23 条 生徒会の活動において、役員が重大な不利益を生じさせたり、役員としてのサービスを執り行うことが困難になったりした場合、会員は役員に対してリコールを行えるものとする。

第 24 条 リコールは全会員の 3 分の 1 の発議（署名等）を必要とする。

第 25 条 リコールの請求がなされた場合、議長は代表委員会を通して選管を各クラスから選出するよう要請する。以後、選管が一切の事務を行うものとする。

第 26 条 リコールの発議を受けた役員は選管に対し、開示を求めることができる。

第 27 条 リコールの発議を受けた役員は解任は投票によって決めるものとする。投票の方法等は「第 6 章選挙」に準ずるものとする。

第 28 条 リコールの投票の結果、投票総数の 3 分の 2 以上の賛成があった場合、当該役員は解職される。

部活動について

1、部活動への参加

部活動の趣旨や各部の入部条件を理解し、入部を希望する生徒が参加する。2、3年間継続して活動することを原則とする。やむを得ない理由があり、顧問、保護者、担任が認める場合は退部又は転部を認める。

2、部の活動

- ア、部の活動は、その部の顧問の指導のもとで行う。顧問が不在の場合は原則として活動しない。
- イ、活動日には、部長は顧問と連絡の上、活動の時間、場所、連絡事項等を職員室機の黒板に記入する。
- ウ、定められた教室や活動場所で活動し、それ以外の場所を使用するときは顧問の許可を得て使用する。
- エ、活動終了後は、すみやかに下校する。

3、部活動のきまり

- ア、活動中及び登下校時の服装は、原則として標準服・学校指定の体育着（ジャージ）、または顧問の指示した服装とする。
- イ、更衣は指定された場所でおこない、荷物は活動場所又は指定された場所にまとめておく。活動終了後、教室には戻らない。
- ウ、昼食は自宅から弁当を持参し、昼食を買いに出ることはしない。菓子類、ピン・カン・ペットボトル類は持ってこない。昼食は教室又は指定された場所で食べ、後始末をきちんとする。
- エ、部活動終了後はすみやかに帰宅し、途中の買い食い、寄り道は禁止する。
- オ、自転車での登校は禁止する。校外の活動等で必要な場合は、顧問の指示に従う。
- カ、部活動の参加は生徒会、学年、学級の仕事がすんでから参加する。
- キ、更衣室清掃は体育館や更衣室を利用する各部活動で輪番して行う。

4、活動時間

- ア、最終下校時間 年間 17:45
- イ、特別な事情で最終下校時間をこえて活動する場合は保護者に連絡する。
- ウ、試験1週間前は原則として活動を停止する。大会等、特別な事情で活動する場合は、学習に支障のない程度とし、顧問より保護者に連絡する。

時程表(平常)

曜日 \ 時程	5 時間授業の日	6 時間授業の日
登校時刻	8:15	8:15
朝活動	8:20 ~ 8:30	8:20 ~ 8:30
予鈴	8:35	8:35
1 校時	8:40 ~ 9:30	8:40 ~ 9:30
2 校時	9:40 ~ 10:30	9:40 ~ 10:30
3 校時	10:40 ~ 11:30	10:40 ~ 11:30
4 校時	11:40 ~ 12:30	11:40 ~ 12:30
給食	12:30 ~ 13:00	12:30 ~ 13:00
昼休み	13:00 ~ 13:20	13:00 ~ 13:20
予鈴	13:20	13:20
5 校時	13:25 ~ 14:15	13:25 ~ 14:15
帰り学活・清掃	14:15 ~ 14:45	
6 校時		14:25 ~ 15:15
帰り学活・清掃		15:15 ~ 15:45
一般下校	15:00	16:00
最終下校	17:45(通年)	

三鷹子ども憲章

わたしたちは、三鷹の子どもたちが、未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として、この憲章を定めます。

1 みんなでつくる 三鷹の未来

わたしたちは、子どもの個性と人権が守られ、笑顔があふれる明るいまち三鷹をつくっていきます。

2 たすけあい いじめをなくそう 勇気を出して

わたしたちは、いつも思いやりの心をもって助けあい、勇気を出していじめや暴力をなくしていきます。

3 かがえて 行動しよう マナーとルール

わたしたちは、社会の一員としてマナーを身につけ、ルールを守り、お互いに気持ちよく過ごせるよう考えて行動していきます。

4 のこそう自然 三鷹らしさを いつまでも

わたしたちは、郷土三鷹を愛し、三鷹らしい自然環境と地域の伝統・文化を次の世代に伝えていきます。

5 こまったら 相談しよう まわりの人に

わたしたちは、困ったときは、家族や友だち、先生など、まわりの人に相談できるよう、ふれあう機会を大事にしています。

6 どの人も あいさつかわす まちにしよう

わたしたちは、だれもが感謝の気持ちをもって、お互いに笑顔であいさつをかわすまちにしています。

7 もっている みんなのいのち 大切に

わたしたちは、心も体もすこやかにたもち、だれにもひとつしかない大切ないのちをみんなで守っていきます。